

大原自治会自主防災会規程

(名称)

第1条 この組織は、大原自治会自主防災会(以下「自主防災会」と称する。

(事務所の所在地)

第2条 この自主防災会の事務所は、大原自治会館に置く。

(目的)

第3条 この自主防災会は、自治会の目的である安全で明るく住みよい環境の維持のために、防災計画書を作成し、地域住民による自主的な防災活動を行うことにより、災害(風水害、震災 火災等をいう。)の予防及び被害の軽減を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 この自主防災会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 防災知識の普及に関すること。
- (2) 災害の予防に関すること。
- (3) 災害発生時における情報の収集伝達、救出救護、避難誘導、初期消火等の応急対策に関すること。
- (4) 防災訓練の実施に関すること。
- (5) 防災資機材の配備に関すること。
- (6) その他組織の目的を達成するために必要な事項。

(組織員)

第5条 この自主防災会は、大原自治会の会員をもって組織する。

(役員)

第6条 この自主防災会に次の役員を置き、自治会役員をあてる。

- | | |
|------------|-----------|
| (1)会長 | (自治会長) |
| (2)副会長 | (自治会副会長) |
| (3) 総務部長 | (自治会総務部長) |
| (4)情報部長 | (自治会警護部長) |
| (5)消火部長 | (自治会建設部長) |
| (6) 救出救護部長 | (自治会厚生部長) |
| (7) 避難誘導部長 | (自治会文化部長) |
| (8) 給食給水部長 | (自治会婦人部長) |

2 前項以外の自治会役員は、必要に応じ自主防災会役員を支援するものとする。

(役員の任務)

第7条 会長は、組織を代表し、事業を統括するとともに、災害発生時における

第8条 応急活動の指揮命令を行う。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を行う。
- 3 部長は、分掌する職務(別表)を行う。

(評議員の任務)

第 8 条 自治会の評議員は、所属する自治会専門部に応じて、自主防災会部の職務を分担する。

- 2 自治会の評議員は、災害が発生した場合若しくは災害が予見される場合は、速やかに関係機関に連絡するとともに会長に連絡する。

(防災計画)

第 9 条 災害による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

防災計画は、次の事項について定める。

- (1) 災害等の発生時における防災組織の編成及び任務分担に関すること。
- (2) 防災組織の普及に関すること。
- (3) 防災訓練に関すること。
- (4) 災害等の発生時における情報の収集伝達、出火防止、初期消火、救出救護及び避難誘導等に関すること。
- (5) その他必要な事項

(経費)

第 10 条 この自主防災組織の活動に要する経費は、大原自治会の予算をもってこれにあてる。

附則

この規程は、平成 20 年 1 月 1 日から施行する。